

最高裁判所(第一小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号 相続税更正処分取消等請求上告受理事件

国側当事者・国

平成23年2月17日不受理・確定

(第一審・大阪地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成20年9月19日判決、本資料258号-177・順号11035)

(控訴審・大阪高等裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成22年5月20日判決、本資料260号-86・順号11442)

決 定

申立人	甲
申立人	乙
申立人	丙
上記3名訴訟代理人弁護士	滝井 朋子ほか
上記3名補助参加人	作田 与司男
相手方	国
同代表者法務大臣	江田 五月
同指定代理人	石川 裕一

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人らの負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成23年2月17日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 櫻井 龍子

裁判官 宮川 光治

裁判官 金築 誠志

裁判官 横田 尤孝

裁判官 白木 勇